

経営会議の内容

件 名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について
所 管 部	政策部 総務部
日時・場所	令和元年 8月15日（木） 9：00 ～ 9：50 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、行政改革推進課長、人財課長
提 出 理 由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤の職の見直し及び勤務条件等を整備するとともに、必要な条例改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 現在雇用中の対象職員に向けた説明は誰が、いつ行うのか。 （所管部）9月議会での条例の可決後に、政策部および総務部から各事業所管部に対して説明を行う。それを受けて、現在雇用中の対象職員に向けた説明を、各事業所管部において実施してもらうことを想定している。 ・ 今回の法改正で、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたが、今まで特別職だった職員はどのような職制へ移行することになるのか。 （所管部）特別職への継続任用のほか、業務や活動の実態等により、会計年度任用職員や謝礼対応への移行、廃止といった区分で整理する予定である。 ・ 今回の法改正を受けて、対象職員の職責に変更はあるのか。 （所管部）国が示すいわゆる「同一労働・同一賃金」の考え方に基づく改正であり、職責には変更はない。 ・ 今回の法改正を受けて、職員採用希望者が、応募をしづらくなることはないか。 （所管部）基本的には処遇が改善される内容であり、応募のしづらさには繋がらないものと認識している。 ・ 新設の会計年度任用職員には期末手当も支給されるようになるため、扶養控除の適用範囲内の年収に収めようと、勤務時間の短縮を求める職員が出てくることが想定される。そうすると新たな採用が必要となるケースも発生するが、職員の募集に協力してくれるのか。 （所管部）真に必要な人員を確保するという観点で配置を行い、業務遂行に直接的な影響が出ることはないようにしていきたい。状況は課ごとに異なると思われるので、今後、各課と連携して調整していく。 ・ 任期付職員、臨時的任用職員の取扱が変わることから、行政改革推進課、人財課、各事業所管課で連携を密にしておく必要がある。 ・ 今回の法改正に伴う市財政への影響額は非常に大きい。国による支援措置はあるのか。 （所管部）現時点で決定されているものはないが、今年6月に、総務省から交付税措置実施の方向性が示されたため、動向を注視していく。 ・ 全国の自治体でもほぼ同じ改正内容なのか。自治体により内容に差異のある部分はあるのか。 （所管課）基本的には国が示した運用方針に基づき対応することになる。ただし、対象職員数の規模や各職制の配置バランスにより、影響度は違ってくると思われる。
会議結果	案のとおり、進めていく。